

吉野川市空き家等対策の推進に関する協定書

吉野川市（以下「甲」という。）と公益社団法人徳島県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）は、吉野川市内における空き家等対策の推進について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が吉野川市内の空き家等の有効活用及び情報の提供、その他の相談を行うことによって、所有者等による空き家等の適切な管理を促進し、良好な生活環境の保全及び安全で安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 吉野川市内に所在し、かつ、居住又は店舗等事業の用に供することを目的として建築された住宅、店舗、倉庫その他の建物で、現に利用していない状態にあるもの（空き家となる予定のものを含む。）及びその敷地をいう。ただし、賃貸共同住宅、民間事業者による賃貸、分譲等を目的とする建物及び敷地を除く。
- (2) 所有者等 空き家等に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。ただし、宅地建物取引業を営む者を除く。
- (3) 空き家バンク制度 空き家等の売買、賃貸借等を希望するその所有者等から申込みを受けた情報を登録し、市内へ定住等を目的として、空き家等の利用を希望する者（要綱第7条の規定による利用申込みをいう。以下「利用登録者」という。）に対し、必要と認める範囲で当該空き家等の情報を公開し、又は提供する制度をいう。
- (4) 空き家登録者 吉野川市空き家バンク設置要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定による登録を受けた者。
- (5) 空き家等の媒介 吉野川市内の空き家等の売買、賃貸借等を希望し、空き家登録者と利用登録者との間で締結される当該物件の売買、賃貸借等の契約に関する代理又は媒介を行うことをいう。

(甲の役割)

- 第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行うものとする。
- (1) 所有者等から空き家等の相談を受けた場合における、当該所有者等への乙の紹介
 - (2) 乙が開催する空き家等に関する相談会の協力
 - (3) 空き家等及び所有者等に関する情報を乙へ提供（ただし、本人の承諾を得た場合に限る。）
 - (4) 空き家バンク制度において、空き家登録者と利用登録者の利益保護を図るため、空き家登録者に対して、乙に空き家等の媒介を依頼するよう勧奨し、空き家登録者から希望があった場合は、乙に対して、空き家等の媒介に係る協力を依頼するものとする。
- 2 甲は、空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約等については一切これに関与しない。

(乙の役割)

- 第4条 乙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行うものとする。
- (1) 不動産に関する法律相談、空き家等に関する相談
 - (2) 所有者等に対する空き家等に関する相談会の開催
 - (3) 空き家等及び所有者等に関する情報を甲へ提供（ただし、本人の承諾を得た場合に限る。）
 - (4) 空き家バンク制度において、空き家登録者からの空き家等の媒介に係る協力

(守秘義務)

- 第5条 甲及び乙は、前2条に掲げる事項に取り組むにあたり、業務上知り得た個人情報については、この協定の期間中及び協定の終了後も第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に所有者等の承諾を得た場合又は法令に基づき開示を求められた場合については、この限りではない。

(苦情又は紛争の処理)

- 第6条 この協定に基づく業務に関して苦情又は紛争が発生した場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。ただし、空き家等の媒介に係る事項については、乙の責任において処理するものとする。

(協定の解除等)

- 第7条 甲及び乙は、相手方がこの協定に違反したときは、催告しないで協定を解除できるものとする。
- 2 前項の規定により、この協定が解除され、乙に損害が発生した場合であっても、甲はその賠償の責めを負わない。

(協定の期間等)

- 第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。
- 2 前項の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が何らかの意思表示をしないときは、更に1年間この協定は更新されたものとし、その後においても同様とする。

(協議)

- 第9条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 5年 3月 20 日

甲 徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1
吉野川市

吉野川市長 原井 敬



乙 徳島県徳島市万代町5丁目1番5号
公益社団法人
徳島県宅地建物取引業協会

会長

清水哲也

